

ご存知ですか? 給付金を使って免許を取得!!

教育訓練給付制度

教育訓練経費の **20%** が給付されます。



当校は厚生労働省認定教育訓練講座指定校です。

教育訓練給付制度とは

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額がハローワーク（公共職業安定所）から支給されます。

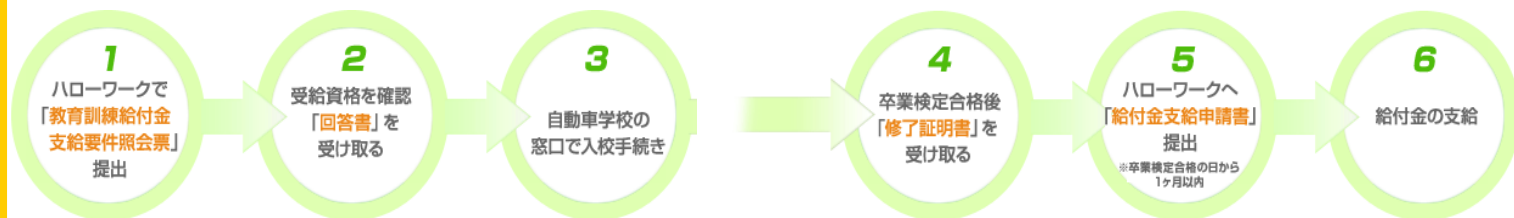
教育訓練給付の条件

在職中の方

雇用保険の被保険者として3年以上雇用されている方

離職中の方

離職してから1年以内で、かつ離職前に雇用保険の被保険者として3年以上雇用されていた方



「教育給付金制度」の詳細につきましては、教育訓練給付の支給申請手続について（厚生労働省HP）をご覧ください

きさかた自動車学校



0120-915-390

<http://www.kisakata-drivingschool.com/>